

令和 3 年第 2 回臨時会

(7 月 5 日招集)

山都町議会会議録

令和3年7月第2回山都町議会臨時会会議録目次

○7月5日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第58号 工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区）	2
日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原2工区）	7
閉会	9

7 月 5 日 (月 曜 日)

令和3年7月第2回山都町議会臨時会会議録

1. 令和3年7月5日午前10時0分招集
2. 令和3年7月5日午前10時0分開会
3. 令和3年7月5日午前10時23分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第58号 工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区）
 - 日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原2工区））

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高野 隆也	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。ただいまから令和3年第2回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、甲斐重昭君、8番、飯開政俊君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第58号 工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第58号「工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） おはようございます。それでは、議案第58号を説明いたします。

議案第58号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和3年7月5日提出、山都町長。

- 1、工事番号、山住第1号。
- 2、工事名、木造仮設住宅移築工事（南田工区）。
- 3、工事場所、山都町南田地内。
- 4、契約金額、8,580万円、税込みです。
- 5、契約の相手方、上益城郡山都町千滝222の1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

6、入札の方法、指名競争入札です。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

公共工事請負仮契約の写しになります。

工事番号、山住第1号。

工事名、木造仮設住宅移築工事（南田工区）。

工事場所、山都町南田地内。

工期、令和3年7月8日から令和4年3月31日。

請負代金額、8,580万円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社尾上建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和3年6月29日。

発注者、山都町長、梅田穰。

受注者、熊本県上益城郡山都町千滝222の1。株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

右のページをお願いいたします。

工事請負契約の概要になります。工事番号から工事場所については説明しましたので、省略いたします。

4、入札年月日、令和3年6月23日。

5、工事内容、御船町南木倉の仮設住宅2棟5戸を分割し、南田に4棟6戸を移築、再構築するものです。

床面積、1号棟124.21平米、及び2号棟119.25平方メートルについては、2LDKの1棟2戸建てとなります。3号棟61.69平方メートル、4号棟61.69平方メートルについては、2LDKの1戸建てになります。主な工種、数量については、記載のとおりです。

6、指名業者については、記載しています6社です。

次のページをお願いいたします。

入札結果になります。6月23日に改札、予定価格は税抜7,847万円、最低制限価格7,062万3,000円。6社を指名し、4社が辞退、2社から応札があり、株式会社尾上建設が落札しております。

1枚めくって、次のページをお願いいたします。

左が南田工区の工事平面図になります。赤色の着色部分が今回建設する住宅になります。1号棟及び2号棟は老朽化のため、既に解体し、空き地となっていた部分に、1棟2戸建てを2棟建設するものです。また、3号棟、4号棟は、現在の住宅を取り壊した後、新たに1戸建て2棟を建設するものです。建坪はそれぞれ約19坪でございます。全て2LDKの住宅です。黄色の部分は既に発注しております造成工事の部分になります。水色の部分は現況の道路を示したものでございます。また、青色で示した部分は、現在入居中の住宅が空き家となった場合、造成計画を表したものでございます。右の図面は現況の平面図になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 南田団地の建て替えにおいては、住民の方への説明はとても丁寧に行われているというふうに聞いております。同じ場所に取り壊しをしながら新しく造るというのは、すごく難しいことだと思うんですね。だから、丁寧に入居者の方に説明するということが大事になってくると思うんですけども、その説明の進捗状況を少し御説明いただければと思うんですけど。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。関係入居者の方に、6月に全員お集まりいただきまして、今回の建設についての計画のほうを説明しております。

現在2戸の方が入居されておりますので、その方たちについては、1棟2戸建てができた後に、本人さんが希望される住戸のほうに移転をいただくということで了解をいただいております。

また、そのほかの入居者の方につきましても、現在建てている住宅について、将来的に自分が移転したいということで希望される方がおられれば、今回、4戸が現在空いておりますので、こちらのほうには入居できるということで理解していただいたところでございます。

また、それぞれ現在の入居者の方が移転される場合に、家賃のほうが約10倍近くなるということで、それについても、それぞれの家賃を算定しまして、5年間で調整していくということで説明しております。現在、南田の住宅につきましては、家賃が2,200円から5,000円ということになっております。将来的に新しくなった住宅にいきますと、既に供用開始しております小原住宅と大体同額ということになりますと、1万9,200円から4万4,100円ということで説明をしまして、御理解をいただいているということで考えております。

また、中には、今の現在の家賃以上はちょっと難しいということで、今のまま住まわせてくださいという方もおられるというふうに聞いておりますので、今後とも、建て替えを進めていく上では、家賃等の問題を解決する必要があるのかなということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 分からんままに質問しますけども、これは御船町の南木倉の物件なんですけども、これ、移築となれば、解体して持ってこにゃんですよ、いわば。そげん費用と、新築したほうが、どうかという思いもあったもんですけん、そのあたりを検証されたのか。

また、これは熊本地震関係で造られた部分のあれだろうと思いますけども、その辺のところはいかがですかね。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。ただいま議員が言われたとおり、今回の住宅については、御船町の木倉のほうから住宅を移転するということでございます。

今回の移築工事につきましては、一つは熊本地震の復興基金が使えるということと、今回の仮設住宅は県が建設したということで、県が解体については1戸当たり600万円の交付金があるということで、通常で建設しますと国の補助金は45%と。今回、交付金と基金を充当しておりますので、約70%がそれで賄えたということで、今回の事業のほうを進めたところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほどの御説明では、1号棟と2号棟が既に取り壊して更地になっているというお話を伺いました。この移築するのに、工程といたしますかね、まず最初に全部壊して、全部持ってくるのか。空いているところの分だけ壊して持ってくるのか。その工程といたしますかね。今現在、御船町の建っている住宅、今そのままになっているわけなんです、それはいつまで御船町のほうには、壊しますよってという契約をされているのか。それから、もし賃貸料が発生すれば、借りているその賃貸料もお伺いしたいと思います。

要するに、言いたいことは、もし賃貸料が発生すれば、早く2棟分だけでも壊して持ってくると、2棟分借りなくてよくなり、そういったことで経費節減にもなりますので、まずはその工事の工程から御説明お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。議案のほうについております工事の平面図のほうを御覧いただきたいというふうに思います。

平面図でいきますと、先ほど申しましたとおり、1号棟と2号棟は既に空き室だった部分に建設するということでございます。まず、この1号棟と2号棟分を御船の木倉から解体して、持ってきて、移築・建築すると。そこに、今入っている2戸の方を移転いただいて、3号棟、4号棟を移転された後に取り壊して、移築・建築するというところで考えております。

先ほど、御船町の木倉の敷地のお話をされましたけれども、こちらについては、今年の12月いっぱいまでに仮設住宅を撤去して、更地にして返すということで、賃貸のほうを御船町と契約しております。その分もここもありまして、一応12月までには解体して取り壊すということで計画しております。

以上でございます。

申し訳ありません。御船町との借地の契約については、ちょっとここに資料がございませんけど、契約自体は御船町が従来の仮設住宅を造った地権者と契約をされていると。新たに山都町とその地権者が契約すると、金額を上げるとか、貸さないとかいう話があるんじゃないかということで、御船町のほうにお願いして、契約はそのまま、山都町から御船町に負担金として払っているというような状況でございます。金額については、申し訳ありません、ちょっとここでは把握できておりません。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 分かりました。じゃあ、さっきの質問の中にも言いましたが、1号棟と2号棟に先に持ってくるけれども、向こうは空き地になってしまうけども、最初から個人と御船町が契約しているので、全部終わるまでは、向こうが空き地になっても、その分も賃貸料は払うということですか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。賃貸料についてでございますけども、南木倉といいますのは、御船町の町営グラウンドがちょうどありまして、ほたる館ですか、温泉館がある側の広い平地の部分がございまして。ですから、住宅はそこに一体的に建ててありましたので、一筆の土地として賃貸しするというところで、1号棟、2号棟分を取り壊してから、その分の賃貸料が安くなるというような契約とはなっておりません。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 説明は十分分かりましたけれども、こういう、特殊な工事ですよ、こういう場合は、持ってくるわけですので。できましたら、これを出す平面図の手前にでもいいですから、財政計画とか、こういう予定計画に、こういうふうにやるんだというような計画をつけてもらったほうが分かりやすいと思いますので。いっちょいっちょ、13番議員が質問したり、みんなが質問したりするわけですけども、財政的には、このような財政でやるんだということが分かるように。私たちも見ていて、こしこ1軒当たり幾らかかるとか、これはって計算をしたりせないかんわけですよ。そのときは財政はこういう補助があるんだということが分かれば、分かりやすくなりますので、できましたら、こういう特殊な場合は、財政計画と工程表ぐらいは一緒に提出していただきますようお願いしたいと思います。これはお願いです。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田工区））」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号 工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原2工区））

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第59号「工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原2工区））」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 説明いたします。

議案第59号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和3年7月5日提出、山都町長。

- 1、工事番号、山住第2号。
- 2、工事名、木造仮設住宅移築工事（小原2工区）。
- 3、工事場所、山都町長原地内。
- 4、契約金額、8,459万円、税込みです。
- 5、契約の相手方、上益城郡山都町上寺1809番地、宮田建設株式会社、代表取締役、宮田英也。
- 6、入札の方法、指名競争入札です。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

公共工事請負仮契約書の写しです。

- 1、工事番号、山住第2号。
- 2、工事名、木造仮設住宅移築工事（小原2工区）。
- 3、工事場所、山都町長原地内。
- 4、工期、令和3年7月8日から令和4年1月31日。
- 5、請負代金額、8,459万円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者宮田建設株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生じるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和3年6月29日。

発注者、山都町長、梅田穰。

受注者、熊本県上益城郡山都町上寺1809番地、宮田建設株式会社、代表取締役、宮田英也。

右のページをお願いいたします。

工事請負契約の概要です。工事番号から工事場所については、省略させていただきます。

入札年月日、令和3年6月23日。

工事内容、御船町南木倉の仮設住宅5棟14戸を分割し、長原に3棟5戸を移築、再構築するものです。床面積、4号棟は1棟1戸建ての2LDK61.69平方メートルです。5号棟及び6号棟は、1棟2戸建ての1LDKです。床面積92.3平方メートル。主な工種、数量については、記載のとおりです。

指名業者については、記載しています7社です。

次のページをお願いいたします。

入札結果になります。6月23日に開札し、予定価格は税抜7,718万円、最低制限価格6,946万2,000円、7社を指名し、4社が辞退、3社から応札があり、宮田建設が落札しております。

右のページをお願いいたします。

平面図です。赤色で着色している部分が、外構工事を含めた工事範囲になります。赤色の左側に1LDKの1戸建て1戸、その右に2LDKの1棟2戸建てを2棟建設するものです。薄い青色部分は、第1期工事で既に建設が完了している3棟4戸の住宅です。

なお、入居者は既に6月から入居をされておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号「工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原2工区）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和3年第2回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時23分

令和3年7月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第58号 工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（南田
工区）） 7月5日 原案可決

議案第59号 工事請負契約の締結について（木造仮設住宅移築工事（小原
2工区）） 7月5日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
